

とくしま I o T 等推進ネットワーク規約

(名称)

第1条 名称は、「とくしま I o T 等^{*}推進ネットワーク」(以下、「ネットワーク」という。)とする。

※ I o T 等: I o T に関連して技術革新が進む、ビッグデータ解析、AI (人工知能)、ロボット等の技術の総称として用いる。

(目的)

第2条 ネットワークは、I o T 等の技術を積極的に活用し、地域の課題解決や地域経済の活性化、県民サービスの向上などに資する取組みを、産学金官が一体となって技術・知見・ニーズを結集し、推進することを目的とする。

(活動)

第3条 ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) I o T 等に関する取組みのシーズ・ニーズのマッチング
- (2) I o T 等に関するセミナー・勉強会等の開催
- (3) I o T 等に関する情報収集及び情報発信
- (4) 会員同士のネットワークづくり
- (5) その他、目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 ネットワークの会員は、前条の活動に賛同する企業(個人事業主を含む)、教育機関、金融機関、経済団体、産業支援団体、特定非営利活動法人、地方自治体、その他組織等をもって構成する。

2 ネットワークに入会を希望する者は、入会届(様式1)を事務局に提出するものとする。

3 会員は、退会届(様式2)を事務局に提出して、任意に退会することができる。

(組織)

第5条 ネットワークに会長1名、副会長1名を置く。

2 会長は、徳島県政策創造部地方創生局長をもって充てる。

3 副会長は、会長が指名する。

4 副会長の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

(会費)

第6条 ネットワークの会費は無料とする。

(事務局)

第7条 ネットワークの事務局を徳島県政策創造部地方創生局デジタルとくしま推進課内に置く。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、ネットワークの運営に必要な事項は、会長と協議して事務局が定める。

附則

この規約は、平成30年7月18日から施行する。

この規約は、令和元年5月1日から施行する。

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

徳島県政策創造部

地方創生局デジタルとくしま推進課 まで

(ファクシミリ 088-621-2829)

(メール digitaltokushimasuishinka@pref.tokushima.jp)

※メールで送信する場合は、以下の項目を入力してください。

とくしま I o T 等推進ネットワーク入会届

令和 年 月 日

とくしま I o T 等推進ネットワークへの入会を希望します。

企業・団体名	
担当部署	
担当者職氏名	
住所	〒
電話番号	
ファクシミリ番号	
メールアドレス	
ネットワークに期待すること等 ご意見をお聞かせください。	

※事務局と会員との連絡は原則としてメールによるものとします。

※企業・団体名は、ホームページに「会員名簿」として掲載します。

※記入していただいた情報は、とくしま I o T 等推進ネットワークの目的達成のために利用します。

※内容に変更があった場合は、事務局までご一報ください。

(様式2)

徳島県政策創造部

地方創生局デジタルとくしま推進課 まで

(ファクシミリ 088-621-2829)

(メール digitaltokushimasuishinka@pref.tokushima.jp)

※メールで送信する場合は、以下の項目を入力してください。

とくしま I o T 等推進ネットワーク退会届

令和 年 月 日

とくしま I o T 等推進ネットワークを退会します。

企業・団体名	
担当部署	
担当者職氏名	
退会理由	